

佐古小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和3年8月3日改正

令和8年3月1日改正

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を奪い、子どもたちの心と身体の成長や、一人の人間となる成長過程に大きな影響を与えるものである。

また場合によっては、いじめられた子どもの生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。いじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行動や言動を許したり、「自分とは違う、合わない」という理由で特定の人を差別したりといった、大人の行動や言動が、子どもに影響を与えているということも言われている。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どものお手本となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、一人一人の大人がその役割と責任を自覚しなければならない。

また、学校や学級で起こったいじめを子どもたちみんなが「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、いじめの解決を目指し、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めなければならない。

このような基本理念のもと、いじめ問題の克服に向けて、平成26年3月に「高知県いじめ防止基本方針」が策定された。

令和4年に生徒指導提要が改訂され、子どもがなりたい自分を目指し、自分の幸せと社会の発展のために頑張れるよう大人が支えることの大切さが示された。また、同年6月に成立した「こども基本法」では、子どもの権利を守ることや子どもが自分の意見を言える場面をつくらねばならないということが示され、このことが法律に位置づけられた。このような社会の変化を踏まえて、今回の改定ではいじめをしない、させない取組だけではなく、いじめを生まない環境づくりやいじめを許さない子どもを育てることを目指し、学校が行うことについて示すこととした。

また、学校や学級で起こったいじめを子どもたちみんなが「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、いじめの解決をめざし、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を、思う存分発揮できる学校づくりを進めなければならない。

香南市では、「愛あふれ 明日を拓く 香南っ子」をめざす子ども像とし、本校では「みんなかがやく佐古小学校」という学校教育目標を掲げ、一人一人の良さや違いを認め合える気運を醸成し、児童や教員が、学び合い・関わり合いを通して、日々の生活や活動を自己の成長につなげることができる学校づくりに取り組んでいる。しかし、本校においてもいじめは少しもないわけではない。「いじめをさせない」「いじめを早く見つけて解決する」「いじめを再び起こさない」を常に意識し、子どもたちを見守り支えていくことが大切である。

そのことをふまえ、学校・地域・家庭その他の関係者が力を合わせて、それぞれがいじめ問題を「自分事」としてとらえ、総がかりで、いじめは断じて許さないという強い決意をもって、いじめを防ぐための取組を総合的かつ効果的に推進することができるよう「佐古小学校いじめ防止基本方針」を再び改定した。

1. 基本方針の目的

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校に於いていじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

この佐古小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定にもとづいて、学校において「いじめを防ぎ早く見つけて解決するために大切にしたいこと」をまとめたものである。

2. いじめとは(定義)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1つ1つの言動が、いじめか、いじめではないかを判断するには、例えば「けがをさせたからいじめだ」「嫌がっていないからいじめじゃないだろう」と形式的・表面的にとらえるのではなく、いじめられた子どもの立場に立ち、みんなで考えることが必要である。

この時に、いじめには、冷やかしかからかい、SNSでの誹謗中傷など、さまざまな形があることを念頭において、いじめか、いじめではないかを判断するに当たり、法第2条にある「心身の苦痛を感じているもの」との考えを間違えないよう、気をつけなくてはならない。例えば、本人が嫌な思いをしていたとしても、余計にいじめがエスカレートすることを恐れて「大丈夫だ。いじめられていない」と言ったりする場合もよくある。こうしたことから、子どもの言葉だけで判断はできないということを念頭に置いたうえで、子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

定義に示されている「物理的な影響」とは、叩かれたり蹴られたりといった身体に被害を受ける場合や、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどのことである。

なお、いじめかどうかの判断は、担任などの限られた教職員だけで判断するのではなく、法第22条で示されている「学校におけるいじめの防止等の取組のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）で判断する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で辛い思いをしている子どもがいる場合もあるため「学校いじめ対策組織」でしっかりと調べて、子どもがどんな思いをしているのかに着目し、いじめかどうかを判断するものとする。

例えばインターネット上で悪口を書かれた子どもがいて、その子どもがそのことを知らずにいるような場合もある。いじめられている子ども本人は嫌な思いをしていない場合であっても、インターネットに書き込みを行った子どもに対する指導等は適切に行わなければならない。

また、いじめられた子どもの立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、すべてに対して厳しい指導をしなくてはならないとは限らない。例えば、親切心で行ったことが相手の子どもにとっては苦痛を感じることであった場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝り、教職員が介入しなくても、子ども同士で解決し、良好な関係を再び築くことができた場合もある。そのような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、1つ1つのケースに応じた柔軟な対応を行うことができる。ただし、こういう場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため、起こった事案を「学校いじめ対策組織」で情報共有することは必ずしなければならない。

「いじめ」の中には、「犯罪行為として取り扱われるべき」と判断され、早い段階で警察に相談す

るべきものや、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報しなければならないものもある。これらについては、教育的な配慮を行い、被害を受けた子どもがどうしたのかを聞いたうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 基本方針の目標と大切にしたい視点

いじめの問題をなくすためには、「いじめをさせない」取組を進めることが最も重要である。教職員一人一人が「いじめは絶対に許さない」という決意をもつことと、そのような学校の雰囲気をつくっていくことが、いじめ問題をなくすことにつながっていく。

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた子どもや、勇気をもっていじめを知らせてくれた子どもを、しっかり守り通す姿勢を大人が示さなければならない。

そして、いじめの疑いがあるものも含めて、学校が、しっかりとした対応をしなければならない。その際、「事実がどうだったか」ということを把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとらわれるのではなく、傷ついている子どもの気持ちに寄り添った支援を行うことである。

また、子どもは人と触れ合うことで、様々なことを感じ取り、成長していくものである。そういった社会性を身に付けるうえで、子どもたちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮し、躊躇してしまうことはあってはならない。このことから、子どもを取り巻く大人たちは「いじめをさせない」「いじめを早く見つけて解決する」「いじめを再び起こさない」を常に意識し、子どもたちを見守り支えていくことが大切になる。

本基本方針の目標は、いじめを防ぐための取組を学校全体に広げ、効果的に進めていくことである。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な学校づくりにもつながっていくものである。そこで、以下の5つの視点を大切にしながら、いじめを防ぐための取組に地域ぐるみで取り組んでいくことが必要である。

① 子どもの変化に気付く力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、子ども同士の人間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人権感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。

このようなことから、子どもに関わるすべての人々がしっかりとした人権感覚をもち、子どもの小さな変化に気付く力を身に付けることが必要である。

② 子どもたちが「夢」や「志」をもてる社会づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会をつくっていく一人の人間としてよい社会をつくっていこうとする意欲や態度を育むことにつながる。

このことから、子どもたちが自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を進めることができるようにするとともに、子どもたち一人一人の「夢」や「志」を応援する地域の環境づくりが必要である。

③ 人と人との結び付きを強める

人と人との触れ合いを大切に、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。

④ みんなで子どもを守り、育む

本校では、「地域あつての学校、学校あつての地域」を合言葉に教育活動を進めている。このコンセプトに基づき、子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組が進んでいくことによって、豊かな人と人とのつながりがつくりあげられ、いじめを生まない環境を整えていくことにつながっていく。

⑤ 教職員自身が、余裕を持って子どもに接する

教職員自身も、子どもたちにゆっくり向き合えるように、身のまわりの環境を整えたり、余裕を持てるよう心がけたりすることが大切である。教職員が、心が落ち着く環境や時間を持つことで、子どもたちも安心して過ごすことができ、ゆとりを持って学校生活を送ることにつながると考える。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめをさせない

「いじめは、どの子どもにも起こりうる」ということを念頭においたうえで、「いじめをさせない」取組を進めていく。

まず、いじめを生じさせないためには、豊かな心や道徳心を育む取組を、子どもを取り巻く関係者全員で計画的、継続的に行っていく。

こうした取組を授業や行事等の中で積み重ねていくことで、「いじめは絶対に許されない」ということの理解が、子どもの中で深まっていく。そのことが、子どもをいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることにつながっていく。

また、いじめを行う子どものストレス等の要因に着目し、もしそのストレスがいじめへ向かわせている場合は、その改善を図ったうえで、ストレスに適切に対処ができる力を育む。

そして、「いじめをさせない」取組として、すべての子どもにとって安全で安心な学級づくりに向けて、「人の役に立った、人に喜んでもらえた」といった自己有用感や充実感を感じられるようにすることや、子どもが主体的に活躍できる場を意識的につくりだしていく。

いじめ問題を克服するために、いじめの問題への取組について、保護者や地域の方に知ってもらうとともに、子どもを取り巻く大人たちも一丸となっていじめ問題に立ち向かっていくようにする。そのうえで、「いじめを許さない」ということを、伝え続けることや行動で示すことで、いじめをする人がいない学校にしていく。

(2) いじめに気づく

初期の段階で「いじめに気づく」ことは、いじめへの迅速な対応につながり、いじめられた子どもの心の傷を最小限にとどめることができる。そのために、すべての教職員が連携し、子どもの小さな変化に気付く力を高めていく。いじめは周囲から目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、いじめかどうか判断しにくい形で行われることを理解していく。そのうえで、子ども同士の関係性の変化や、子どもの気になる様子・態度が見られたら、「もしかしたらいじめかもしれない」という高い意識をもちながら、早い段階から大人が的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

このため、ICTの活用も含めた定期的なアンケート調査や教育相談を行うことで子どものSOSを大人が拾いやすくし、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整える。

また、子どもたちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が子どもたち一人一人をし

っかりと見守り、子どもたちの様子で気になることがあればすぐに連絡できる体制整備を行う。

(3) いじめに対応する

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、いじめの認知から解消まで滞りなく組織的な対応を行う。

このため、教職員は日常的にいじめを認知した場合はどのように対応するかについて、理解を深めておく。

(4) 学校、家庭、地域で子どもを見守る

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要である。学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用して、地域のみなさんといじめの問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について、学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりすることができるよう、取組を進めていく。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校だけではなく家庭や地域と風通しのよい関係づくりを進め、いざという時は協力し、子どもを守り支える体制をつくれるように準備する。

このように、学校、家庭、地域は子どもを中心に据えた連携・協働を進めるとともに、子どもを守れる、心豊かで安全・安心な社会づくりをなしとげるためには、地域の行事や地域おこしの取組等、地域の活性化に向けた社会参画の動きを創り出し、地域ぐるみで子どもたちを守り、育て、伸ばしていく風土をつくっていくことも大切なことになる。

(5) 関係機関とつながり子どもを支える

いじめの問題への対応については、例えばいじめる子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、なかなか子どもに理解を促すことができないなど、十分な効果を上げることが難しい場合もある。そのようなときのために、教育委員会と学校、そして関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）が連携しながら適切な指導や支援を行っていく。

したがって、学校は日常的に関係機関の担当者の連絡先を把握し、情報共有するなど、いざという時にすぐに連携協働体制が組めるような準備をしておく。

また、教育相談については、学校が必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、法務局等、子どもの課題にあった支援機関とつながり、連携しながら子どもを指導・支援していく。

5 いじめの防止等の組織

(1)「学校いじめ対策組織」の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱えこまずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、学校の基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校でのいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

① 組織の役割

「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たってその中核となる役割を担うものである。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【いじめをさせない】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを担う役割
- インターネット上のいじめをはじめとする、学校だけでは取り扱いの判断が困難な事例も想定されることから、いじめをさせない取組の段階においても、スクールサポーター制度の活用等、日頃から警察との情報共有を行う体制を構築する役割

【いじめに気づく・いじめに対応する】

- いじめに早く気づくため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめに早く気づき、解決するため、いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や子ども間の人間関係に関する悩みを含む）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係する子どもに対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめられた子どもに対する支援やいじめた子どもに対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

② 組織の構成員

構成する教職員は、管理職、人権教育主任、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。なお、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

③ 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織については、学校がその調査を行う場合は、この組織の母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(2) 学校がいじめ防止等のために行うこと

① いじめをさせない

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、「いじめをさせない」取組として、子どもが自主的にいじめの問題について考え、議論し、自分の意見を表明するといった、いじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、子どもがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめられた子ども、いじめた子ども及び周囲の子どもに大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても学ぶといった取組を行うとともに、
- 子ども同士がつながる、子どもと地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、こうした取組により、豊かな人間関係をつくりあげていくことで、いじめを生まない環境を整えていく。そして、子ども一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけていく。

また、「いじめをさせない」ために、子ども同士が心を通わせられるコミュニケーション能力を育むとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

そして、きれいな学校や教室といった子どもたちが物理的、身体的にも過ごしやすい環境を整える。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

何よりも、いじめを受けた時やいじめではないかと思った時、遠慮せずに話ができることや、解決に向けて自己主張ができる人間関係を築いていく。

子どもに対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめられた子どもを助けるためには他の子どもの協力が必要となる場合がある。悩みがあることは「恥ずかしいこと」と思い込み、人に相談することを否定的に捉える子どもも見られるため、いじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友人に助けを求められた時に、どのように対応したらよいのかを学ぶといった取組を行う。

さらに、学校の教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- 発達障害を含む、障害のある子どもがかかわるいじめについては、学校の教職員が個々の子どもの障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、子どものニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した子どもや外国人の子ども、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる子どもは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、学校の教職員、子ども、保護者等の外国人の子どもに対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する子どもの理解の増進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、子どもの心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努める。
- 大規模災害等により被災した子どもについては、被災した子どもが受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を学校の教職員が十分に理解し、その子どもに対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめをさせない、いじめを早く見つける取組を行う。

上記の子どもを含め、学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的に、当該子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行う。

② いじめに気づく

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを学校の教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談等の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

アンケート調査や個人面談において、子どもが自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を学校の教職員に報告することは、その子どもにとっては多大な勇気を要するものであることを学校の教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、子どもからの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、保護者との間に不信感が生まれてしまうことのないよう、初期の段階から、確認された事実を伝え、指導・援助方針についても丁寧に説明していく。

③ いじめに対応する

法第23条第1項は、「教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

子どもから学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報が寄せられた時は、他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもを徹底して守り通す。

いじめた子どもに対しては、いじめた子どもの人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

指導に当たっては、いじめはいじめられた子どもの人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる必要がある。また、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた子どもの安心・安全、健全な人格の発達に対する配慮も行う。

どうしていじめに向かってしまったのか、いじめをした理由や背景についてもいじめた子どもに寄り添って一緒に考え、いじめを繰り返さないように支えていく。

なお、いじめた子どもの立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

これらの対応については、学校の教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

1つ目は、いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた子どもやいじめた子どもの様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

2つ目は、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた子どもを守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめられた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを念頭に置き、教職員は、いじめられた子ども及びいじめた子どもについては、日常的に注意深く観察する。

さらに、必要に応じ、いじめられた子どもの心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

(3)具体的な取組

<学校づくり・授業づくり>

- 全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- 居場所づくり、仲間づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていく。
- 分かる授業づくりに取り組み、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 日々の授業のなかで、当たり前発言したり、聴いたりする姿勢を育てていく。
- 情報モラル教育の充実に努める。

<集団づくり・児童理解>

- すべての児童に集団の一員であるという自覚と自信を育む。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していく。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 特別活動、学級活動等の時間など、学級単位の指導を児童のいじめが起きやすい時期（4月下旬、9月上旬等）を踏まえ、年間指導計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるような指導計画などを考える。

<児童生徒指導>

- チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等、学習規律等の確認をする。

- いじめている児童や周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- 児童自身が、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう道徳教育を推進する。そして、自分たちでできることを主体的に考え、行動できるようにする。

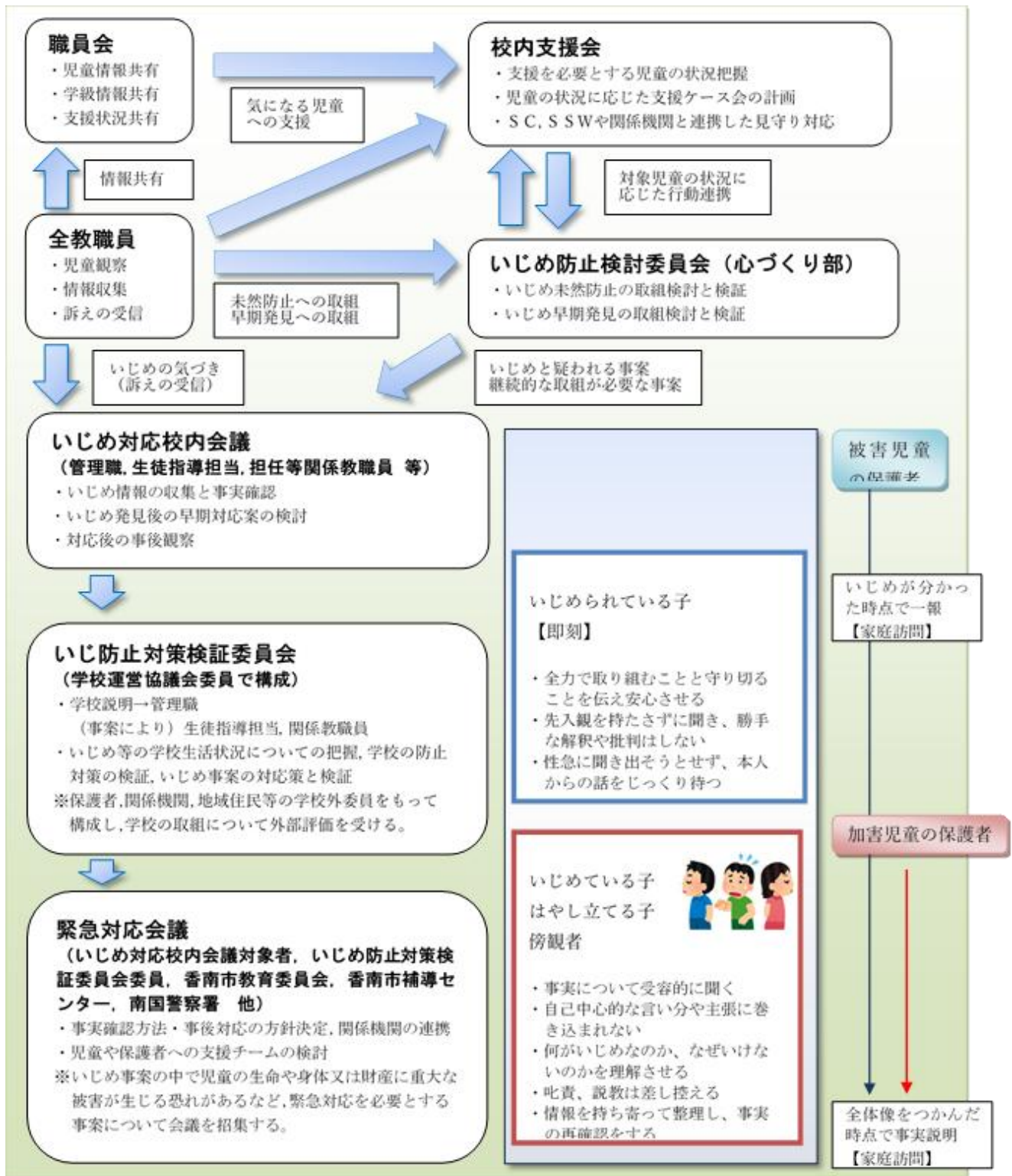
<教職員の資質能力の向上>

- 教職員がいじめ防止基本法の内容を理解するとともに、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。
- 教職員の人権意識のさらなる向上のため、研修を行う。
- いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシートを用いて取組の検証を行う。

(4)PTAや地域の関係団体との連携について

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題等に関する情報共有を行う。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。
- 民生児童委員や学校運営協議会、桜人等と連携し、地域ぐるみでいじめ問題に取り組む。

(5) 校内の組織と流れ



6 重大事態への対応

学校の設置者又は学校による調査

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂 文部科学省)を参考として、適切に対処しなければならない。

① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による調査)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査にかかる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の意味

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校を設置した教育委員会等又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。子ども又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、各学校は教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

重大事態に係る事実関係の調査を行うにあたっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとらわれるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該子どもに対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は学校の設置者となる。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同じようないじめの発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会等の学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会等の学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会等の学校の設置者は調査を実施する学校に対

して必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行うこととする。

エ 調査を行うための組織

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断した時は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、教育委員会が調査主体となる場合、法第 14 条第 3 項において教育委員会に平時より設置されているいじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織である附属機関が調査を行うための組織となる。

また、学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか（どのようなことをされたのか）、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会等の学校の設置者及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

α いじめられた子どもからの聴き取りが可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りを十分に行うとともに、在籍している子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とする。また、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止めるとともにいじめられた子どもの事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。さらに、教育委員会等の学校の設置者がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

β いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合

いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、いじめられた子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在校生や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった子どもの尊厳を保持

しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成 26 年 7 月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族側と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努める。
- 情報発信・報道機関への対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

カ 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった子どもが深く傷つき、在校生や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会等の学校の設置者又は学校は、子どもや保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信及びプライバシー保護の配慮を行う。
- 事案の重大性を踏まえ、いじめた子どもに対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、いじめた子どもの立ち直りを支援する。また、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
- いじめの態様が犯罪行為として取り扱うべきであると認める時は、警察と連携して対処するものとし、いじめられた子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要がある。

② 調査結果の提供及び報告

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査結果に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた子ども及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会等の学校の設置者又は学校は、いじめられた子ども及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で行う。

その際、他の子どものプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケートの結果については、いじめられた子ども又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。